

第170回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月19日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催場所

大手門パインビル2階会議室
福岡市中央区大手門一丁目1番12号



三井松島

目次

■ 第170回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件	
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度改定の件	
第5号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬制度改定の件	
■ 事業報告	30
■ 連結計算書類	49
■ 計算書類	51
■ 監査報告書	53
■ 交付書面省略事項	60

会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、株主総会資料の全文はウェブサイトに掲載しております。お手数ですが、本招集ご通知でご案内するウェブサイトアクセスをご確認くださいようお願い申し上げます。
なお、ご来場の株主様へのお土産の配布はございません。

三井松島ホールディングス株式会社

証券コード：1518

証券コード：1518
2026年5月29日
(電子提供措置の開始日2026年5月19日)

株主各位

福岡市中央区大手門一丁目1番12号
三井松島ホールディングス株式会社
代表取締役社長 吉岡 泰士

第170回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第170回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。
本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト
サイトに「第170回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

株主の皆様におかれましては、インターネット等または同封の議決権行使書用紙のご郵送等により事前に議決権をご行使いただくことができます。事前に議決権をご行使いただく場合には、2026年6月18日（木曜日）午後6時00分までに議決権を行ってくださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっております。以下のサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.mitsui-matsushima.co.jp/ir/stockinfo/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」
「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月19日（金曜日）午前10時
2 場 所	福岡市中央区大手門一丁目1番12号 大手門パインビル 2階 会議室 (株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3 会 議 の 目 的 事 項	<p>報告事項</p> <p>1. 第170期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第170期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件</p> <p>第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件</p> <p>第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件</p> <p>第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度改定の件</p> <p>第5号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬制度改定の件</p>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、事業報告の「財産および損益の状況の推移」、「主要な事業内容」、「主要な事業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「責任限定契約の内容の概要」、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」、「会社の株式に関する事項」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、記載しておりません。なお、当該書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

■ インターネットまたは書面による議決権行使の場合

インターネット



当社の指定する以下の議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までにご行使ください。
(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

>>> インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください

行使期限

2026年6月18日（木曜日）
午後6時00分行使分まで

郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年6月18日（木曜日）
午後6時00分到着分まで

■ 株主総会にご出席の場合



当日ご出席の際は、必ず株主様が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、代理人をご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主に限ります）。

株主総会開催日時

2026年6月19日（金曜日）午前10時

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合は、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

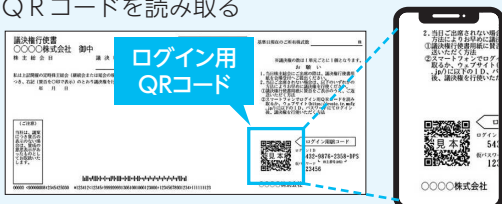
インターネットによる議決権行使のご案内



QRコードを読み取る方法

スマートフォンやタブレット端末で「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

① QRコードを読み取る



議決権行使書用紙副票(右側)

② 議案賛否方法の選択画面から議決権行使方法を選ぶ



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

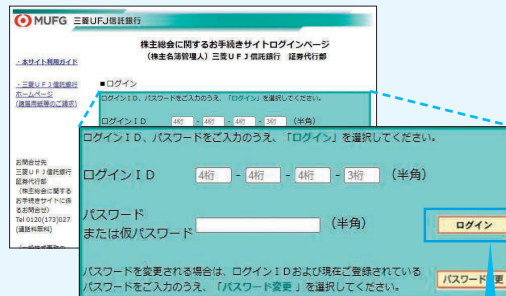


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト
(午前2時30分～午前4時30分取り扱い休止)

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- ① 議決権行使ウェブサイトにアクセスする
- ② お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力




「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 **0120-173-027**

(受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者の番号	氏名	取締役会出席状況	現在の当社における地位、担当および重要な兼職の状況
1	よし おか たい し 吉岡泰士 再任	15回/15回 (100%)	代表取締役社長
2	あ べ み き こ 阿部美紀子 新任	—	上席執行役員 経営企画部担当
3	わき やま しょう た 脇山章太 再任 社外 独立	15回/15回 (100%)	社外取締役 株式会社地域みらいグループ 代表取締役社長 株式会社北洋建設 代表取締役社長
4	かな まる あや こ 金丸絢子 再任 社外 独立	10回/10回 (100%)	社外取締役 弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー 株式会社メディアドゥ 社外取締役 株式会社オートボックスセブン 社外取締役（監査等委員）

社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者：東京証券取引所および福岡証券取引所の定める独立役員の候補者
・金丸絢子氏の取締役会出席状況は、2025年6月20日の取締役就任以降のものです。



候補者
番号

1

よし おか たい し
吉 岡 泰 士

再任

(1969年6月13日生 満57歳)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年11月	J.P.モルガン証券会社東京支店 (現JPモルガン証券株式会社) 入社	2014年7月	当社経営企画部 部長
1995年6月	プルデンシャル生命保険株式会社 入社	2017年4月	当社執行役員 経営企画部長
2001年10月	デロイトトーマツFAS株式会社 (現合同会社デロイトトーマツ) 入 社	2018年4月	当社常務執行役員 経営企画部長
		2019年4月	当社常務執行役員 経営企画部担当
		2020年6月	当社代表取締役社長 (現任)
2007年1月	GCA株式会社 (現フーリハン・ローキー株式会社) 入社		
2013年7月	当社入社 海外業務部 部長 経営企画部 部長 兼務		

■所有する当社株式数：
普通株式数 28,700株
(潜在株式数 186,856株)

取締役候補者 とした理由

吉岡泰士氏は、長年にわたるM&Aアドバイザー業務の豊富な経験と知見を有しており、2013年に当社入社後は主に経営企画部門においてM&Aを主導し、2020年からは代表取締役社長として当社の中期経営計画の着実な実行を牽引し、当社事業の収益の安定化・多角化に貢献してまいりました。

同氏の培ってきた幅広く深い知見・洞察力と、力強い変革力は、当社グループの成長を推進するために必要不可欠であり、同氏が代表取締役社長としてグループ全体を指揮することで当社グループの企業価値向上に大いに貢献することが期待できると判断し、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者
番号

2

あ べ み き こ
阿 部 美 紀 子

新任

(1973年5月2日生 満53歳)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1996年4月	財団法人日本不動産研究所 (現一般 財団法人日本不動産研究所) 入所
2004年7月	GCA株式会社 (現フーリハン・ローキー株式会社) 入社
2018年10月	当社入社 経営企画部 部長
2019年4月	当社経営企画部長
2020年6月	当社執行役員 経営企画部長
2024年4月	当社執行役員 経営企画部担当
2024年6月	当社上席執行役員 経営企画部担当 (現任)

■所有する当社株式数：
普通株式数 28,200株
(潜在株式数 35,180株)

取締役候補者 とした理由

阿部美紀子氏は、長年にわたるM&Aアドバイザー業務の豊富な経験と知見を有しており、2018年に当社入社後は主に経営企画部門においてM&Aを主導し、2020年からは執行役員および上席執行役員として当社の中期経営計画の着実な実行を牽引し、当社事業の収益の安定化・多角化に貢献してまいりました。

同氏の培ってきた豊富な経験・知見と、卓越した行動力は、当社グループの成長を推進するために必要不可欠であり、同氏が取締役上席執行役員としてグループ全体の監督および執行に重要な役割を果たすことで当社グループの企業価値向上に大いに貢献することが期待できると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者
番号

3

わき やま しょう た
脇山章太

再任 社外 独立
(1974年10月17日生 満51歳)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1997年4月 日商岩井株式会社 (現双日株式会社) 入社
2000年10月 住友林業株式会社 入社
2012年4月 株式会社北洋建設 入社
2013年10月 同社 代表取締役副社長
2018年11月 同社 代表取締役社長 (現任)
株式会社九州みらい建設グループ (現株式会社地域みらいグループ) 代表取締役社長 (現任)
2023年6月 当社社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

- 株式会社地域みらいグループ 代表取締役社長
- 株式会社北洋建設 代表取締役社長

■所有する当社株式数：
普通株式数 0株
(潜在株式数 6,870株)

社外取締役
候補者とした
理由および期待
される役割

脇山章太氏は、日本を代表する企業での国際的な業務経験を経て、建設を基盤として様々な事業を展開する企業グループのトップとして経営全般を指揮するなど、企業経営・組織運営全般の経験を有しておられます。2023年からは当社の社外取締役として取締役会等に出席し、経験に裏打ちされた実践的・多角的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただいております。

当社といたしましては、同氏の卓越した経験と、それにより培われた幅広い知見により、当社の業務執行に関し経営者視点からの適切な助言・監督を行っていただくことが期待できるため、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者
番号

4

かな まる あや こ
金丸絢子

再任 社外 独立
(1980年1月27日生 満46歳)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2006年10月 弁護士登録 (重要な兼職の状況)
弁護士法人大江橋法律事務所 入社
2016年1月 同事務所 パートナー (現任) ● 弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー
2021年5月 株式会社メディアドゥ 社外取締役 (現任) ● 株式会社メディアドゥ 社外取締役
2023年6月 株式会社オートボックスセブン 社外取締役 (監査等委員) ● 株式会社オートボックスセブン 社外取締役 (監査等委員)
2025年6月 当社社外取締役 (現任)

■所有する当社株式数：
普通株式数 0株
(潜在株式数 2,290株)

社外取締役
候補者とした
理由および期待
される役割

金丸絢子氏は、企業法務弁護士として、これまで多くの企業に対し、組織再編、人事労務、国際取引等の多種多様な分野で法的アドバイスを実施してこられた経歴を有するほか、他社の社外役員として企業ガバナンスにも深く関与した実績を有しております。

同氏は過去に社外役員となること以外の方法で直接的に会社の経営に関与した経験はありませんが、当社といたしましては、同氏が社外取締役として当社の取締役会に参画することにより、同氏の弁護士としての専門的知識や会社役員としての豊富な経験に基づいた的確な助言、および、客観的な立場からの経営陣に対する実効的な監督が期待され、当社のリスク管理、コンプライアンスやガバナンスの向上に大いに寄与するものと判断し、引続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 潜在株式数は、当社の報酬制度「株式給付信託 (BBT=Board Benefit Trust)」で付与された株式給付ポイントに相当する株式数 (本株主総会日に交付予定のものを含む) を、ご参考としてお示ししております。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 脇山章太氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。金丸絢子氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
 4. 取締役 (監査等委員であるものを除く。) 候補者の選任および報酬については、監査等委員会において審議の結果、相当であると判断されました。
 5. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役 (業務執行取締役等である者を除く。) との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結できる旨、定款に定めております。現在、脇山章太氏および金丸絢子氏との間で、上記責任限定契約を締結しております。両氏が取締役に選任され就任した場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は2026年10月に更新を予定しております。
 7. 脇山章太氏および金丸絢子氏は社外取締役候補者であります。当社は、脇山章太氏および金丸絢子氏を、東京証券取引所および福岡証券取引所の規定に定める独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が取締役に選任され就任した場合、引続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者の番号	氏名	取締役会出席状況	現在の当社における地位、担当 および重要な兼職の状況
		監査等委員会出席状況	
1	^の ^{もと} ^{とし} ^{ひろ} 野元敏博 再任	15回／15回 (100%)	取締役 (常勤監査等委員)
		13回／13回 (100%)	
2	^{みつ} ^え ^ゆ ^か 満江由香 再任 社外 独立	15回／15回 (100%)	社外取締役 (監査等委員) 満江由香公認会計士事務所 所長
		13回／13回 (100%)	
3	^こ ^{ばやし} ^{まさ} ^{のり} 小林正紀 新任 社外 独立	—	G-FAS税理士法人 代表社員
		—	

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員候補者：東京証券取引所および福岡証券取引所の定める独立役員の候補者



候補者
番号

1

の 野 元 敏 博

(1958年3月11日生 満68歳)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- | | | | |
|---------|--|---------|---------------------------------------|
| 1982年4月 | 株式会社三井銀行
(現株式会社三井住友銀行) 入行 | 2015年6月 | 当社取締役 常務執行役員
経営企画部長 経理部長 システム企画室担当 |
| 2004年4月 | 同行川口法人営業部 部長 | 2017年4月 | 当社取締役 常務執行役員
経理部長 経営企画部担当 |
| 2006年4月 | 同行自由が丘法人営業部 部長 | 2018年4月 | 当社取締役 専務執行役員
生活関連事業本部長 |
| 2009年4月 | 同行大森法人営業部 部長 | 2020年6月 | 当社取締役 (常勤監査等委員) (現任) |
| 2011年5月 | 当社出向 経営企画部 部長 | | |
| 2012年5月 | 当社入社 理事 経営企画部 部長 | | |
| 2013年4月 | 当社執行役員 経営企画部長
経理部担当 情報システム部担当 | | |
| 2014年6月 | 当社取締役 常務執行役員
経営企画部長 経理部担当 情報システム部担当 | | |

■所有する当社株式数：
普通株式数 29,500株
(潜在株式数 34,845株)

取締役候補者とした理由

野元敏博氏は、2012年の当社入社後は長年にわたる金融機関での職務経験を活かし、主に経理部門・経営企画部門の責任者として、当社の財務体質の改善・強化に貢献するとともに、当社グループの収益の安定化・多様化に寄与した実績を有しております。
当社といたしましては、同氏が、当社グループの経営全般について、的確かつ公正に監査・監督できる経験や知見を有しており、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監査・監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者
番号

2

の 満 江 由 香

(1975年9月20日生 満50歳)

再任 社外 独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- | | | | |
|----------|---|---------|--------------------------------|
| 1998年4月 | 九電情報サービス株式会社
(現Qsol株式会社) 入社 | 2024年6月 | 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) |
| 2008年12月 | 新日本有限責任監査法人
(現EY新日本有限責任監査法人)
福岡事務所 入所 | | (重要な兼職の状況)
●満江由香公認会計士事務所 所長 |
| 2012年9月 | 公認会計士登録 | | |
| 2023年9月 | 満江由香公認会計士事務所開設
同事務所 所長 (現任) | | |

■所有する当社株式数：
普通株式数 0株
(潜在株式数 3,440株)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

満江由香氏は、直接企業の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として、財務・会計に関する専門知識を有し、監査法人での豊富な監査経験を有しております。また、システム開発企業においてシステムエンジニアの経験があり、IT分野の知見も有しております。
当社といたしましては、同氏の専門的な知見と経験により、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監査・監督ならびにコーポレート・ガバナンスの強化等を、的確かつ公正に行っていただくことが期待できるため、引き続き監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者
番号

3

こ ばやし まさ のり
小 林 正 紀

(1970年7月8日生 満55歳)

新任 社外 独立

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1994年4月	株式会社三菱銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 入行	2009年7月	税理士法人DCo設立 社員
1997年10月	中央コーポラス・アンド・ライブランド国際 税務事務所(現PwC税理士法人) 入所	2014年8月	GCA税理士法人(税理士法人DCo より商号変更) 代表社員
1998年3月	公認会計士登録		GCA FAS株式会社
2000年3月	株式会社価値総合研究所 入社		(現G-FAS株式会社) 常務取締役
2001年9月	有限会社ブレインリンク設立 代表取締役	2025年7月	G-FAS税理士法人設立 代表社員(現任)
2008年4月	株式会社デューデリジェンス (現G-FAS株式会社) 入社		
2008年12月	税理士登録		

(重要な兼職の状況)

- G-FAS税理士法人 代表社員

■ 所有する当社株式数：
 普通株式数 0株
 (潜在株式数 0株)

社外取締役
候補者として
理由および期待
される役割

小林正紀氏は、主としてM&Aおよび各種組織再編に係る税務アドバイザリー業務に従事しており、また公認会計士および税理士として長年の経験を有し、M&A・財務・会計・税務等に関する高度な専門知識と見識を備えております。
 当社といたしましては、同氏がこれまでに培われた実務経験と専門知識に基づき、独立した立場から当社グループの経営を的確かつ公正に監査・監督する社外取締役としての役割を十分に果たしていただけるものと期待しております。また、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監査・監督を通じて、コーポレートガバナンスの強化にも十分な貢献をいただくことが期待できるため、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 潜在株式数は、当社の報酬制度「株式給付信託 (BBT=Board Benefit Trust)」で付与された株式給付ポイントに相当する株式数(本株主総会日に交付予定のものを含む)を、ご参考としてお示ししております。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 満江由香氏の監査等委員である当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結できる旨、定款に定めております。現在、野元敏博氏および満江由香氏との間で、上記責任限定契約を締結しております。なお、両氏が選任され就任した場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- また、小林正紀氏が選任され就任した場合、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は2026年10月に更新を予定しております。
6. 満江由香氏および小林正紀氏は社外取締役候補者であります。満江由香氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所の規定に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が選任され就任した場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。また、小林正紀氏が原案どおり選任され就任した場合、同氏を、東京証券取引所および福岡証券取引所の規定に定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、2024年6月21日開催の第168回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役 篠原俊氏の選任の効力が失効しますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては予め監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。



しの はら たかし
篠 原 俊

社 外 独 立

(1954年12月7日生 満71歳)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年3月 公認会計士登録 (重要な兼職の状況)
1982年1月 公認会計士篠原俊事務所 所長 ●篠原・植田税理士法人 代表社員
1984年5月 税理士登録 ●監査法人篠原パートナーズ 代表社員
2010年1月 篠原・植田税理士法人 代表社員(現任)
2010年6月 当社取締役(社外)
2025年10月 監査法人篠原パートナーズ 代表社員(現任)

■所有する当社株式数：
普通株式数 0株
(潜在株式数 0株)

補欠の社外取締役候補者とした理由および期待される役割

篠原俊氏は、公認会計士・税理士として専門的知識と豊富な実務経験を有しており、2010年から2016年までは当社社外取締役として、専門的見地から、企業会計、税務に関する高度な知識・経験を、当社の経営に反映していただきました。こうした実績を踏まえ、同氏の経験、知見、識見を基に、独立して客観的な視座から、当社の経営を監督していただけることが期待できるため、補欠の監査等委員である取締役候補者としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 篠原俊氏は過去に当社の社外取締役であったことがあります。
3. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結できる旨、定款に定めております。篠原俊氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。篠原俊氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 篠原俊氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしていることから、同氏が就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度改定の件

1. 改定の理由およびこれを相当とする理由

当社は、2018年6月22日開催の第162回定時株主総会において、当社の監査等委員である取締役以外の取締役および執行役員（以下、総じて「取締役等」といいます。）を対象とした株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」）（以下「現行BBT制度」といいます。）の導入について、2021年6月18日開催の第165回定時株主総会において、法令改正に伴い、本制度に基づく報酬枠を改めて設定することについて、また、2023年6月19日開催の第167回定時株主総会において、当社が信託に拠出する金銭について金額の上限を設けず、本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法を定めることについて、それぞれご承認をいただき、今日に至っております。

今般、取締役等がそれぞれの職責を果たすうえで、よりインセンティブが働くよう、現行BBT制度を、BBT制度と譲渡制限付株式制度のメリットを享受できる「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock）」）（以下「本制度」といいます。）へと改定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、現行BBT制度導入当初の目的に加え、取締役等が在任中においても譲渡制限付株式を給付され、議決権や配当を受領する権利等、株主の皆様と同様の権利を有することで、より一層株主の皆様に近い目線で価値を共有し職務に当たるよう意識づけることを目的としています。これにより、取締役等（社外取締役を除く。）については、より中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を、社外取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、断りが無い限り同じとします。）については、より独立した立場から会社の経営や意思決定に助言・監督を行い、利益相反の防止や企業価値向上に貢献する意識を、それぞれ高めることを企図しております。当社としては、かかる目的に加え、当社の役員報酬諮問委員会から、本制度の目的、インセンティブ付与の効果等を踏まえ、本制度の改定は相当であるとの答申を得ていること、本議案を原案どおりご承認いただくことを前提に、当社取締役会において決議しました「取締役（監査等委員除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」（事業報告〔本招集ご通知44頁〕をご参照ください。）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2016年6月24日開催の第160回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（月額17百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

第1号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役2名）となります。

また、当社の監査等委員会から、本制度の目的、内容を踏まえ、本制度への改定は妥当であるとの意見表明を受けております。

なお、本制度は、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬のみならず、執行役員に関する報酬についても一体として規定しておりますので、「2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容」以下の説明は、両者をあわせた制度に関する説明となっております。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容

現行BBT制度の内容を下記のとおり、一部改定いたします。主な改定箇所は下線のとおりです。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、本制度への改定に伴い、本定時株主総会終結時点で在任する取締役等に対して現行BBT制度において付与済みのポイントについては、本議案の承認可決を条件として、本制度におけるポイントに移行することとし、当該取締役等は、移行後のポイントに基づき、当社株式等の給付を受けることとします。なお、当該取締役等が、移行後のポイントに基づき、当社株式の給付を受ける時期は、本定時株主総会終結後における当社所定の時期とし、当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として当該取締役等の退任時とします（これらの措置を、本議案において「本経過措置」といいます。）。本経過措置により当該取締役等に給付される株式についても、上記譲渡制限契約に基づき、譲渡等による処分が制限されることとなります。

(2) 本制度の対象者
取締役等

(3) 信託期間

2018年8月24日から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、現行BBT制度に基づき、株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しております。本信託は、本議案の決議による改定後の本制度に基づく信託として存続するものといたします。

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2025年3月末日で終了した事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「BBT-RS当初対象期間」といい、BBT-RS当初対象期間およびBBT-RS当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として現行BBT制度を本制度に改定します。なお、現行BBT制度に基づき当社が拠出した資金を原資として本信託が取得し、信託財産内に残存する当社株式および金銭は、本議案の承認可決による制度改定後は、本制度に基づく給付の原資に充当することといたします。

また、BBT-RS当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(注) 当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（４）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて、または当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は適時適切に開示いたします。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（６）のとおり、１事業年度当たり252,500ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は757,500株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等（社外取締役を除く。）には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、一定期間における当社株価上昇割合の同期間におけるTOPIX上昇割合の相対度により定まる数のポイントが付与され、社外取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位により定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は、監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）155,000ポイント、社外取締役15,000ポイン

ト、執行役員82,500ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。なお、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限およびBBT制度において取締役等に付与済みのポイントにつき、2025年10月1日を効力発生日とする株式分割に伴い調整を行っております。

取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式（252,500株）に係る議決権数2,525個の発行済株式総数に係る議決権数653,220個（2026年3月31日現在）に対する割合は約0.39%です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、下記（7）の受益権確定時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（7）当社株式等の給付および報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、自己都合以外の事由により取締役等を退任する場合には、役員株式給付規程の定めに従い、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

上記にかかわらず、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できない場合があります。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。

取締役が受ける報酬等の額＝取締役に付与されるポイントの数の合計×本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額

また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の理由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については上記（9）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

3. 取締役等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

取締役等は、当社株式の給付を受けた日から当社における所定の役職員たる地位の全てを退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

取締役等が、当社における所定の役職員たる地位の全てを正当な理由により退任しまたは死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

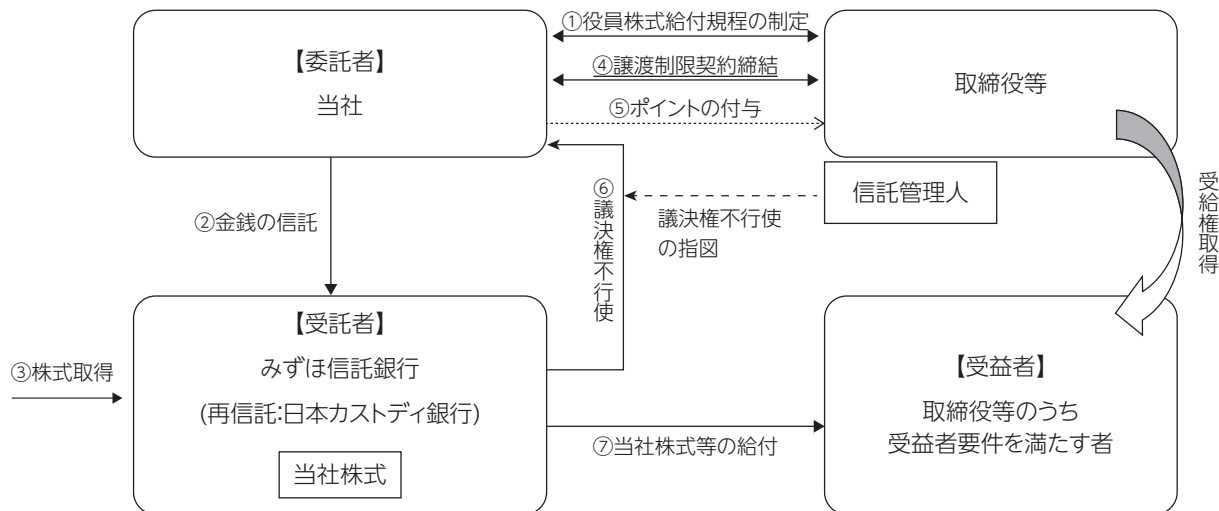
④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示および通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、および一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の時期に取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

監査等委員である取締役に対する株式報酬制度改定の件

1. 改定の理由およびこれを相当とする理由

当社は、2018年6月22日開催の第162回定時株主総会において、当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」といいます。）を対象とした株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」）（以下「現行BBT制度」といいます。）の導入について、2021年6月18日開催の第165回定時株主総会において、法令改正に伴い、本制度に基づく報酬枠を改めて設定することについて、また、2023年6月19日開催の第167回定時株主総会において、当社が信託に拠出する金銭について金額の上限を設けず本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法を定めることについて、それぞれご承認をいただき、今日に至っております。

今般、監査等委員が職責を果たすうえで、よりインセンティブが働くよう、現行BBT制度を、BBT制度と譲渡制限付株式制度のメリットを享受できる「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock）」）（以下「本制度」といいます。）へと改定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、現行BBT制度導入当初の目的に加え、監査等委員が在任中においても譲渡制限付株式を給付され、議決権や配当を受領する権利等、株主の皆様と同様の権利を有することで、より一層株主の皆様に近い目線で価値を共有し職務に当たるよう意識づけることを目的としています。これにより当社の経営の健全性と社会的信頼の確保を通じた当社に対する社会的評価の向上の意識を高めることを企図しております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2016年6月24日開催の第160回定時株主総会においてご承認をいただきました監査等委員の報酬額（月額5百万円以内）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の監査等委員に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、監査等委員の協議にご一任頂きたいと存じます。

第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる監査等委員は3名となります。

また、本制度の改定について、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、本制度の目的、内容を踏まえ、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特

段の事項はないとの結論に至りました。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容

現行BBT制度の内容を下記のとおり、一部改定いたします。主な改定箇所は下線のとおりです。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、監査等委員に対して、当社が定める役員株式給付規程（監査等委員に関する部分の制定改廃につきましては、監査等委員である取締役の協議によることとしております。）に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、監査等委員が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、監査等委員が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として監査等委員の退任時とします。監査等委員が在任中に当社株式の給付を受ける場合、監査等委員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、監査等委員が在任中に給付を受けた当社株式については、当該監査等委員の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、本制度への改定に伴い、本定時株主総会終結時点で在任する監査等委員に対して現行BBT制度において付与済みのポイントについては、本議案の承認可決を条件として、本制度におけるポイントに移行することとし、当該監査等委員は、移行後のポイントに基づき、当社株式等の給付を受けることとします。なお、当該監査等委員が、移行後のポイントに基づき、当社株式の給付を受ける時期は、本定時株主総会終結後における当社所定の時期とし、当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として当該監査等委員の退任時とします（これらの措置を、本議案において「本経過措置」といいます。）。本経過措置により当該監査等委員に給付される株式についても、上記譲渡制限契約に基づき、譲渡等による処分が制限されることとなります。

(2) 本制度の対象者

監査等委員

(3) 信託期間

2018年8月24日から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、現行BBT制度に基づき、株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しております。本信託は、本議案の決議による改定後の本制度に基づく信託として存続するものといたします。

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2025年3月末日で終了した事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「BBT-RS当初対象期間」といい、BBT-RS当初対象期間およびBBT-RS当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。） およびその後の各対象期間を対象として現行BBT制度を本制度に改定します。なお、現行BBT制度に基づき当社が拠出した資金を原資として本信託が取得し、信託財産内に残存する当社株式および金銭は、本議案の承認可決による制度改定後は、本制度に基づく給付の原資に充当することといたします。

また、BBT-RS当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく監査等委員への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して監査等委員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、監査等委員に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(注) 当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等

の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて、または当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は適時適切に開示いたします。

なお、監査等委員に付与されるポイント数の上限は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり22,500ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は67,500株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 監査等委員に給付される当社株式等の数の上限

監査等委員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位により定まる数のポイントが付与されます。監査等委員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、22,500ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、監査等委員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。なお、監査等委員に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限およびBBT制度において監査等委員に付与済みのポイントにつき、2025年10月1日を効力発生日とする株式分割に伴い調整を行っております。

監査等委員に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、監査等委員に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式（22,500株）に係る議決権数225個の発行済株式総数に係る議決権数653,220個（2026年3月31日現在）に対する割合は約0.03%です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる監査等委員のポイント数は、原則として、下記（7）の受益権確定時までには当該監査等委員に付与されたポイント数

とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付および報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした監査等委員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、自己都合以外の事由により監査等委員を退任する場合には、役員株式給付規程の定めに従い、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、監査等委員が在任中に当社株式の給付を受ける場合、監査等委員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、監査等委員が在任中に給付を受けた当社株式については、監査等委員の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

上記にかかわらず、株主総会決議等において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できない場合があります。

監査等委員が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、監査等委員に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。

監査等委員が受ける報酬等の額＝監査等委員に付与されるポイントの数の合計×本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額

また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使

しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する監査等委員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の理由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については上記（9）により監査等委員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

3. 監査等委員に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

監査等委員が在任中に当社株式の給付を受ける場合、監査等委員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとし、（監査等委員は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとし、）。ただし、株式給付時点において監査等委員が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

監査等委員は、当社株式の給付を受けた日から当社における所定の役職員たる地位の全てを退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

監査等委員が、当社における所定の役職員たる地位の全てを正当な理由により退任しまたは死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

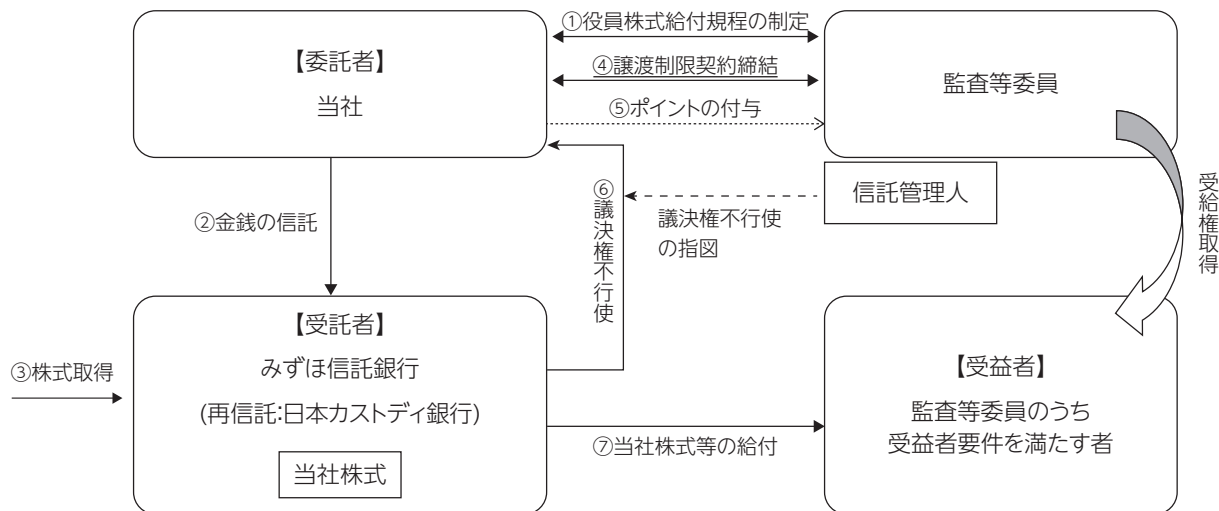
④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる監査等委員が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示および通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 監査等委員は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該監査等委員の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、および一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、役員株式給付規程に基づき監査等委員にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の時期に監査等委員のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、監査等委員が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上

■ ご参考

取締役会メンバーのスキルマトリックス

以下は、当社が各取締役に特に期待する主な専門性・知見を示しております。

2026年6月19日 定時株主総会後の当社取締役会メンバー（予定）

取締役	取締役の専門性						
	経営経験	経営管理	投資・M&A	財務・会計	リスク マネジメント	法務・ コンプライアンス	人事 労務
代表取締役社長 吉岡 泰士	●	●	●	●	●		
取締役 阿部 美紀子		●	●	●	●		
社外取締役 脇山 章太 社外 独立	●	●	●	●	●		
社外取締役 金丸 絢子 社外 独立			●		●	●	●
取締役（常勤監査等委員） 野元 敏博		●	●	●			
社外取締役（監査等委員） 満江 由香 社外 独立				●	●		
社外取締役（監査等委員） 小林 正紀 社外 独立			●	●	●		

社外 社外取締役 独立 独立役員：東京証券取引所および福岡証券取引所の定める独立役員

本スキルマトリックスに記載のスキルは、取締役に特に発揮を期待しているものを記載しております。なお、その内容は以下のとおりであります。

経営経験	マネジメント経験、経営実績により培った、俯瞰的な視野で意思決定を行う知見・洞察力
経営管理	経営戦略の進捗、業績等を適切に監督し、グループ全体として効率的な資源配分を行う能力
投資・M&A	戦略的な意思決定の質を高め、当社の成長につながる投資活動を見極めて健全な収益基盤を構築する投資・M&A全般に関する知見・経験
財務・会計	正確な財務報告や健全な財務基盤の維持、資本効率の高い経営、安定的な株主還元を実現する能力
リスクマネジメント	多様化・複雑化するリスクを正しく認識し、健全な業務運営を監督する能力
法務・コンプライアンス	法令・企業倫理遵守を徹底するコンプライアンス体制を構築する能力
人事労務	企業成長の基盤として人材戦略を遂行し、労務リスクを管理する能力

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

売上高	営業利益
65,468 百万円 前年同期比 8.1%増	9,573 百万円 前年同期比 25.7%増
経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
9,944 百万円 前年同期比 17.7%増	6,716 百万円 前年同期比 22.3%減

当連結会計年度の業績につきましては、産業用製品セグメントの株式会社ジャパン・チェーン・ホールディングスの売上の増加ならびに金融その他セグメントの株式会社エム・アール・エフを2024年7月に子会社化したことなどにより、売上高は65,468百万円と前年同期比4,893百万円（8.1%）の増収となりました。

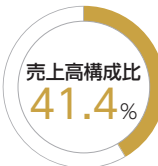
営業利益は、当該売上の増加などにより、9,573百万円と前年同期比1,957百万円（25.7%）の増益となりました。

経常利益は、営業外収益に受取配当金436百万円を計上したことなどにより、9,944百万円と前年同期比1,495百万円（17.7%）の増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益に太陽光発電事業の譲渡益1,240百万円や投資有価証券売却益744百万円を計上し、特別損失に三井松島リソース株式会社の株式売却損1,429百万円や税金費用3,093百万円を計上したことなどにより、6,716百万円と前年同期比1,929百万円（22.3%）の減益となりました。

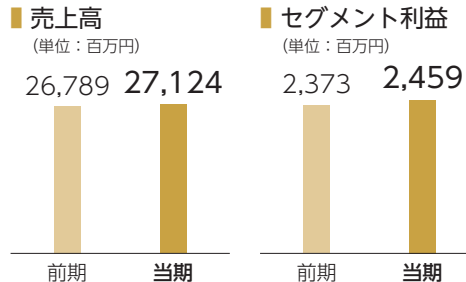
セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、売上高については、セグメント間取引消去前の金額によっております。



生活消費財

売上高は、日本ストロー株式会社およびMOS株式会社の売上の増加などにより、27,124百万円と前年同期比334百万円（1.2%）の増収となり、セグメント利益は2,459百万円と前年同期比85百万円（3.6%）の増益となりました。



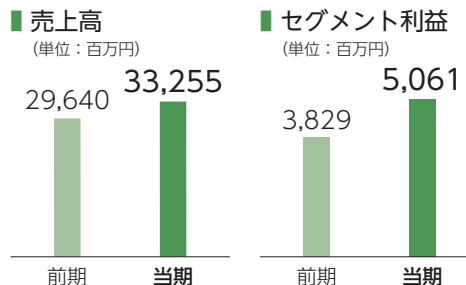
生活消費財

日本ストロー 	明光商会 	ケイエムティ 	システックキョーフ 	MOS
------------	----------	------------	---------------	---------



産業用製品

売上高は、株式会社ジャパン・チェーン・ホールディングス、日本カタン株式会社およびCST株式会社の売上の増加などにより、33,255百万円と前年同期比3,615百万円（12.2%）の増収となり、セグメント利益は5,061百万円と前年同期比1,231百万円（32.2%）の増益となりました。



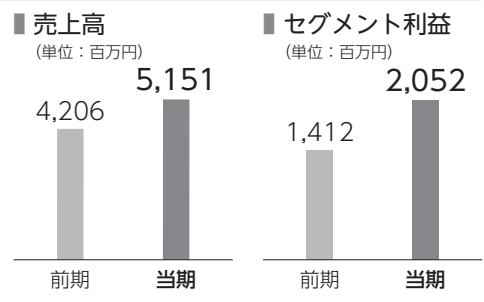
産業用製品

CST 	三生電子 	日本カタン 	プラスワンテクノ 	ジャパン・チェーン・ホールディングス
---------	----------	-----------	--------------	------------------------



金融その他

売上高は、株式会社エム・アール・エフを2024年7月に子会社化したことなどにより、5,151百万円と前年同期比945百万円（22.5%）の増収となり、セグメント利益は2,052百万円と前年同期比640百万円（45.3%）の増益となりました。



金融その他		
エム・アール・エフ	MM Investments	港倶楽部オペレーションズ
		
		など

(2) 対処すべき課題

当社グループは、前中期経営計画期間（2024年3月期までの5年間）において、製造業を中心とするニッチトップ企業へのM&Aを積極的に推進し、祖業であった石炭事業に代わる安定的な事業ポートフォリオの構築に取り組んでまいりました。

また、その後、2024年5月に公表した、2027年3月期までの3カ年の「経営戦略2024」においては、積極的なM&A投資及び株主還元を掲げておりましたが、これらの施策を着実に実行した結果、当期純利益50億円以上の収益基盤の構築をはじめ、当該経営戦略は当初計画を1年前倒しで達成することができました。

2027年3月期以降につきましては、2026年5月に新たに策定した「中期経営計画2030^(注)」のもと、確かな技術力を有するニッチトップ企業のM&Aを引き続き推進し、「日本のものづくりを100年先まで守り育てる企業グループ」を目指してまいります。

(注) 中期経営計画2030

■ 中期経営計画の基本方針

確かな技術力を持つニッチトップ企業のM&Aを推進し、
「日本のものづくりを100年先まで守り育てる企業グループ」を目指す

■ 数値目標

当期純利益100億円以上（2030年3月期）

■ 株主還元方針

「累進配当」を基本方針とし、利益成長を通じた1株あたり年間配当額の持続的な向上を目指す。

2030年3月期において配当性向40%程度を目安とする。

当企業集団における各事業セグメントの課題は、次のとおりであります。

(生活消費財、産業用製品)

中東地域の不安定化を背景に、エネルギーおよび原材料の供給ならびに価格動向については不透明な状況が続いており、当社としてはその影響を引き続き注視してまいります。

(金融その他)

株式会社エム・アール・エフにおいて、金利動向に応じて、適正な利ざやを維持していくことが課題と認識しております。

当社グループは、「人と社会の役に立つ」を経営の基本理念として、より豊かな活気ある社会づくりに向けての事業展開を行い、常に社会から必要とされる企業を目指して邁進していく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の様況

当連結会計年度は、自己株式取得のため、金融機関より12,500百万円の調達を実施しました。

(4) 設備投資の様況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は1,954百万円であり、その主な内容は産業用製品における設備の維持更新などの890百万円、ならびに生活消費財における生産設備増強などの696百万円であります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の様況

2025年6月4日付で当社の連結子会社であるMMエネルギー株式会社は、同社が営む太陽光発電事業を九電みらいエネルギー株式会社に譲渡いたしました。

(6) 他の会社の事業の譲受の様況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の様況

「(9) 重要な親会社および子会社の様況」をご参照ください。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況（2026年3月31日現在）

生活消費財

産業用製品

金融その他

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主な事業内容
日本ストロー株式会社	310百万円	99.9	ストローの製造販売および包装資材の仕入販売
株式会社明光商会	100百万円	100.0	シュレッダーを中心とする事務用設備の製造・販売・保守
T SECURE INTERNATIONAL CO., LTD.	10百万円	100.0 (99.8)	シュレッダーを中心とする事務用設備の製造・販売
株式会社ケイエムティ	13百万円	93.1	ペットフード類・ペット関連用品の輸入国内販売
株式会社システックキョーワ	50百万円	99.7	住宅および家具向けのプラスチック製部材の企画・製造・販売
THAI SYSTECH KYOWA CO.,LTD.	50百万円	100.0 (98.0)	住宅および家具向けのプラスチック製部材の企画・製造・販売
MOS株式会社	100百万円	100.0	レジロール用記録紙等のロール製品の加工販売
CST株式会社	50百万円	100.0	液晶パネル・有機EL・電子部品等を中心とした様々な用途のマスクブランクスの製造・販売
三生電子株式会社	50百万円	99.7	水晶デバイス用計測器・生産設備の製造販売、ならびに関連するハードウェア・ソフトウェアの製造販売
Saunders & Associates, LLC	29百万US\$	100.0 (100.0)	水晶デバイスの計測装置の製造・販売
日本カタン株式会社	9.5百万円	100.0	送変電用架線金具・配電用架線金具の製造販売、各種調査・受託試験・分析業務
株式会社プラスワンテクノ	30百万円	100.0	食料品加工機械の企画・設計・製造・販売等
株式会社ジャパン・チェーン・ホールディングス	80百万円	100.0	ゼクサスチェーン株式会社、株式会社杉山チエン製作所およびMAXCO Chain, Ltd.の経営管理
ゼクサスチェーン株式会社	310百万円	100.0 (100.0)	動力伝導用チェーン、コンベヤチェーンの製造・販売
株式会社杉山チエン製作所	80百万円	100.0 (100.0)	産業用ローラーチェーンを中心とした製品の製造・販売
MAXCO Chain, Ltd.	3.5百万US\$	100.0 (100.0)	産業用ローラーチェーン・コンベヤチェーンの米国市場における販売

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主な事業内容
MM Investments株式会社	50百万円	100.0	主に株式の投資、保有、運用管理および売買
株式会社エム・アール・エフ	75百万円	100.0	事業者向け不動産担保融資、不動産売買仲介業等
港倶楽部オペレーションズ株式会社	10百万円	100.0	三井港倶楽部の管理運営

- (注)
1. 当社の議決権比率の () は、事業報告作成会社の子会社の議決権比率を内数で表示しております。
 2. 当社および株式会社明光商会は、2025年7月18日付でT SECURE INTERNATIONAL CO., LTD.の株式を追加取得したことにより、同社の議決権割合は100%となりました。
 3. MMエナジー株式会社は、2026年3月31日をもって解散いたしました。
 4. 三井松島リソース株式会社は、2025年4月1日付で株式会社大島商事を吸収合併しました。また、当社は、2026年3月31日付で三井松島リソース株式会社の全株式を譲渡いたしました。
 5. MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD.およびMITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY.LTD.は、2024年度で事業を終了し、清算結了の予定が立ったことに伴い、本表には記載しておりません。

③ 持分法適用会社の状況 (2026年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主な事業内容
株式会社花菱	50百万円	34.0	紳士服・婦人服・ワイシャツの企画・販売

④ 特定完全子会社の状況 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2026年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
串 間 新一郎	代表取締役会長	
吉 岡 泰 士	代表取締役社長	
脇 山 章 太	社外取締役	株式会社地域みらいグループ 代表取締役社長 株式会社北洋建設 代表取締役社長
金 丸 絢 子	社外取締役	弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー 株式会社メディアドゥ 社外取締役 株式会社オートバックスセブン 社外取締役（監査等委員）
野 元 敏 博	取締役（常勤監査等委員）	
荒 木 隆 繁	社外取締役（常勤監査等委員）	
満 江 由 香	社外取締役（監査等委員）	満江由香公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 脇山章太氏、金丸絢子氏、荒木隆繁氏、満江由香氏は、社外取締役であり、東京証券取引所および福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、野元敏博、荒木隆繁の両氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役（監査等委員）野元敏博氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を、取締役（監査等委員）荒木隆繁氏は、金融機関における長年の経験を、取締役（監査等委員）満江由香氏は、公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 野田部哲也氏は、2025年6月20日付で任期満了に伴い取締役（監査等委員を除く。）を退任いたしました。

(2) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を 除く。)(うち社外)	237 (17)	96 (13)	77 (-)	63 (3)	5 (3)
取締役(監査等委員) (うち社外)	67 (36)	58 (31)	—	8 (5)	3 (2)

② 業績連動報酬に関する事項

(取締役(監査等委員である取締役を除く。))報酬

短期のインセンティブ報酬として、業績連動報酬を12分割して毎月支給します。役位および役員ごとの評価結果を踏まえた標準報酬額に「業績連動報酬支給係数」を乗じた額を報酬額としています。「業績連動報酬支給係数」は、当該年度の連結経常利益と連結当期純利益の実績金額を予め定められたマトリクスにあてはめることで0～2.25の範囲内で決定されます。連結経常利益、連結当期純利益ともに1年間の事業の結果として、経営陣の結果責任を問うものとして相応しい指標と考えております。なお、社外取締役に対しては業績連動報酬を支給していません。

当事業年度における業績連動報酬の業績指標の実績は下記のとおりです。

	連結経常利益 (百万円)	連結当期純利益 (百万円)	備考
2025年4月から6月支給分の業績連動報酬にかかる業績指標	26,004	15,117	第168期(2023年度)の業績数値です。
2025年7月から2026年3月支給分の業績連動報酬にかかる業績指標	8,448	8,645	第169期(2024年度)の業績数値です。

(監査等委員である取締役報酬)

監査等委員である取締役に対しては、短期のインセンティブ報酬としての業績連動報酬は支給していません。

③ 非金銭報酬の内容

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員（以下、総じて「取締役等」といいます。）が、中長期的な業績向上と企業価値増大に貢献する意識をより一層高めること、ならびに監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」といいます。また、「取締役等」および「監査等委員」を総じて「当社役員等」といいます。）に、当社の経営の健全性と社会的信頼の確保を通じた当社に対する社会的評価の向上を動機づけることを目的として、2018年6月22日開催の第162回定時株主総会決議に基づき、2018年8月24日より当社役員等に対する「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」を導入しております。

当該制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社役員等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、当社役員等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社役員等の退任時となります。当社役員等に取得させる予定の株式として、当社が111百万円を拠出し、株式給付信託口が当社株式を59,200株取得しております（2025年10月1日を効力発生日とする株式分割（1株を5株に分割）前の株式数を記載。以下同じ。）。加えて、本信託につきまして、当社が2022年5月に47百万円を拠出して15,700株を追加取得、2024年5月に633百万円を拠出して135,900株を追加取得しております。これらのうち14,200株を、2020年6月開催の第164回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、2021年6月開催の第165回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、2023年6月開催の第167回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名と執行役員2名、2024年6月開催の第168回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、および、2025年6月開催の第169回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し交付しております。

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2016年6月24日開催の第160回定時株主総会において月額17百万円以内と決議されております。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月22日開催の第162回定時株主総会において、上記③に記載のとおり株式報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」を導入し、3事業年度（以下、「対象期間」という。）における拠出金額の上限を102百万円（執行役員含む）と決議しております。両定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。また、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数（株式数）の合計は、2021年6月18日開催の第165回定時株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）155,000ポイント（2025年10月1日を効力発生日とする株式分割に伴う調整後。以下同じ。）、社外取締役15,000ポイント、執行役員82,500ポイントを上限とすると決議されております。同総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。また、2023年6月19日開催の第167回定時株主総会において、当社が信託に拠出する金銭について、金額の上限を設けないことについて付議し、承認されました。同総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。

監査等委員の金銭報酬の額は、2016年6月24日開催の第160回定時株主総会において月額5百万円以内と決議されております。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月22日開催の第162回定時株主総会において、上記③に記載のとおり株式報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」を導入し、対象期間における拠出金額の上限を9百万円と決議しております。両定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名です。また、監査等委員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、2021年6月18日開催の第165回定時株主総会において、22,500ポイントを上限とすると決議されております。同総会終結時点の監査等委員の員数は3名です。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と同じく、2023年6月19日開催の第167回定時株主総会において、当社が信託に拠出する金銭について、金額の上限を設けないことについて付議し、承認されました。同総会終結時点の監査等委

員の員数は3名です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法および内容

当社は、「取締役（監査等委員除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」（以下、「決定方針」という。）を取締役会にて決議しております。決定方針の内容は下記のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員除く）の報酬は、中長期的な業績向上と企業価値増大に貢献する意識を高めるインセンティブとして十分に機能する報酬体系を目指すことを基本方針とする。具体的には代表取締役及び取締役執行役員の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬、及び株式報酬により構成するものとする。一方、代表取締役及び取締役執行役員以外の取締役については、その職務に鑑み、基本報酬、及び株式報酬を支払うこととする。報酬額の水準については、各職責、当社の業績、及び他企業との比較等を踏まえて設定することとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役としての役位及び役員ごとの評価結果を踏まえて金額を決定し、それを12分割して毎月支給する。

3. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、当該業績連動報酬等の額、及び算定方法の決定に関する方針

(1) 内容

当社は、短期のインセンティブ報酬として、業績連動報酬を支給する。前期の業績に応じて決定し、それを12分割して毎月支給する。

(2) 額、及び算定方法

役位及び役員ごとの評価結果を踏まえた標準報酬額に「業績連動報酬支給係数」を乗じた額を報酬額とする。「業績連動報酬支給係数」は、当該年度の連結経常利益と連結当期純利益の実績金額を予め定められたマトリクスにあてはめることで0～2.25の範囲内で決定する。

(3) その他

代表取締役及び取締役執行役員以外の取締役に対しては業績連動報酬を支給しない。

4. 株式報酬（非金銭報酬）の内容、及び当該株式報酬の額（数）、及び算定方法の決定に関する方針

(1) 内容

①概要

当社の株式報酬は、「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」）（以下、「本制度」という）とする。

本制度においては、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という）を通じて取得され、当社取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程（なお、その制定及び改廃に際して、あらかじめ監査等委員の協議による同意を得るものとする）に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」）を、本信託を通じて給付する。なお、当社役員等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社役員等の退任時とする。

②本制度の目的

取締役（但し、社外取締役を除く。）に対しては、一定期間における当社株価上昇割合の同期間におけるTOPIX上昇割合の相対度に連動する内容とする。これにより、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有し、中長期的な業績向上と企業価値増大により一層貢献する意識を高めることを企図する。

また、社外取締役に対しては、当社業績や前述の相対度に連動しない内容とする。これにより、当社の経営の健全性と社会的信頼の確保を通じた当社に対する社会的評価の向上を動機づけることを企図する。

(2) 額（数）、及び算定方法

①当社取締役役に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役（但し、社外取締役を除く。）に対しては、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役員、一定期間における当社株価上昇割合の同期間におけるTOPIX上昇割合の相対度により定まる数のポイントを付与し、社外取締役に対しては、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役員により定まる数のポイントを付与する。

なお、当社役員等に付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算する（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行う）。

当社株式等の給付に当たり基準となる当社役員等のポイント数は、原則として、退任時までに関該役員等に付与されたポイント数とする。

5. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員除く）の個人別の各報酬の割合については、各職責、及び他企業の水準等を踏まえ、検討を行い、役員報酬諮問委員会に諮問し、決定するものとする。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容については、報酬に関する内規に基づき、取締役会の授権を受けた社長が、各経営陣の職位・職務執行に対する評価や会社業績等を総合的に勘案し、任意に設置した社外取締役を委員とする役員報酬諮問委員会の答申を受け、決定するものとする。

なお、本株主総会において第4号議案を原案どおりご承認いただくことを前提に、決定方針を下記のとおり改定することを取締役会において決議しております。

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員除く。以下断りのない限り「取締役」という。）の報酬は、中長期的な業績向上と企業価値増大に貢献する意識を高めるインセンティブとして十分に機能する報酬体系を目指すことを基本方針とする。具体的には代表取締役及び取締役執行役員の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬、及び株式報酬により構成するものとする。一方、代表取締役及び取締役執行役員以外の取締役については、その職務に鑑み、基本報酬、及び株式報酬を支払うこととする。報酬額の水準については、各職責、当社の業績、及び他企業との比較等を踏まえて設定することとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役としての役位及び役員ごとの評価結果を踏まえて金額を決定し、それを12分割して毎月支給する。

3. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、当該業績連動報酬等の額、及び算定方法の決定に関する方針

(1) 内容

当社は、短期のインセンティブ報酬として、業績連動報酬を支給する。前期の業績に応じて決定し、それを12分割して毎月支給する。

(2) 額、及び算定方法

役位及び役員ごとの評価結果を踏まえた標準報酬額に「業績連動報酬支給係数」を乗じた額を報酬額とする。「業績連動報酬支給係数」は、当該年度の連結経常利益と連結当期純利益の実績金額を予め定められたマトリクスにあてはめることで0～2.25の範囲内で決定する。

(3) その他

代表取締役及び取締役執行役員以外の取締役に対しては業績連動報酬を支給しない。

4. 株式報酬（非金銭報酬）の内容、及び当該株式報酬の額（数）、及び算定方法の決定に関する方針

(1) 内容

①概要

当社の株式報酬は、「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock）」（以下、「本制度」という）とする。

本制度においては、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程（なお、その制定及び改廃に際して、あらかじめ監査等委員の協議による同意を得るものとする）に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」）を、本信託を通じて給付する。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とする。取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、譲渡制限契約を締結することとする。これにより、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなる。

②本制度の目的

取締役（但し、社外取締役を除く。）に対しては、一定期間における当社株価上昇割合の同期間におけるTOPIX上昇割合の相対度に連動する内容とする。これにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有し、中長期的な業績向上と企業価値増大により一層貢献する意識を高めることを企図する。

また、社外取締役に対しては、当社業績や前述の相対度に連動しない内容とする。これにより、当社の経営の健全性と社会的信頼の確保を通じた当社に対する社会的評価の向上を動機づけることを企図する。

(2) 額（数）、及び算定方法

取締役（但し、社外取締役を除く。）に対しては、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位、一定期間における当社株価上昇割合の同期間におけるTOPIX上昇割合の相対度により定まる数のポイントを付与し、社外取締役に対しては、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位により定まる数のポイントを付与する。

なお、取締役に付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算する（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行う）。

当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、受益権確定時までに当該取締役に付与されたポイント数とする。

5. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の各報酬の割合については、各職責、及び他企業の水準等を踏まえ、検討を行い、役員報酬諮問委員会に諮問し、決定するものとする。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、報酬に関する内規に基づき、取締役会の授権を受けた社長が、各経営陣の職位・職務執行に対する評価や会社業績等を総合的に勘案し、任意に設置した社外取締役を委員とする役員報酬諮問委員会の答申を受け、決定するものとする。

イ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が任意に設置した社外取締役を委員とする役員報酬諮問委員会に諮問し、その答申を受けて決定しております。役員報酬諮問委員会では、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会にて代表取締役社長の吉岡泰士氏に取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。代表取締役社長は、報酬に関する内規に基づき、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に対する評価や会社業績等を総合的に勘案のうえ、役員報酬諮問委員会に諮問し、その答申を受け決定しております。代表取締役社長に本権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- 脇山章太氏は、株式会社地域みらいグループおよび株式会社北洋建設の代表取締役社長を兼務しており、これらと当社との間には資本関係および取引はありません。
- 金丸絢子氏は、弁護士法人大江橋法律事務所のパートナー弁護士であり、また、株式会社メディアドゥの社外取締役および株式会社オートバックスセブンの社外取締役（監査等委員）を兼務しております。当社は弁護士法人大江橋法律事務所との間に一般的な法律相談に関する取引実績がありますが、資本関係および記載すべき特別の関係はありません。また、株式会社メディアドゥおよび株式会社オートバックスセブンと当社の間には資本関係および取引はありません。
- 満江由香氏は、満江由香公認会計士事務所を経営する公認会計士であり、同事務所と当社との間には資本関係および取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	脇山 章太	当期開催の取締役会15回全てに出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営全般にわたり意見を述べるなど、種々の発言を行っております。また、経営会議等の重要会議にオブザーバーとして適宜出席するなど、企業経営に基づいた知見の提供を行っております。
社外取締役	金丸 絢子	就任後開催された取締役会10回全てに出席し、法曹界での豊富な経験と専門的見地から意見を述べるなど、種々の発言を行っております。また、経営会議等の重要会議にオブザーバーとして適宜出席するなど、弁護士としての専門的見地から公正な助言・監督を行っております。
社外取締役（監査等委員）	荒木 隆繁	当期開催の取締役会15回全て、また、監査等委員会13回全てに出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営全般にわたり意見を述べるなど、種々の発言を行っております。また、経営会議等の重要会議にオブザーバーとして適宜出席し、企業経営に基づいた知見の提供を行うとともに、役員報酬諮問委員会・指名諮問委員会の委員（役員報酬諮問委員会は委員長）として、報酬ガバナンスおよび後継者計画の強化に貢献しております。
社外取締役（監査等委員）	満江 由香	当期開催の取締役会15回全て、また、監査等委員会13回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、種々の発言を行っております。また、経営会議等の重要会議にオブザーバーとして適宜出席し、主に公認会計士としての見地から経営執行の監査・監督、的確かつ公正な助言を行うとともに、役員報酬諮問委員会・指名諮問委員会の委員として、報酬ガバナンスおよび後継者計画の強化に貢献しております。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けており、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。当社の剰余金の配当は、取締役会において決定いたします。

4. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

(注) 事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第170期 (2026年3月31日現在)	科 目	第170期 (2026年3月31日現在)
資産の部		負債の部	
流動資産	74,393	流動負債	49,482
現金及び預金	5,701	支払手形及び買掛金	6,888
受取手形、売掛金及び契約資産	10,998	短期借入金	31,813
営業貸付金	37,958	未払法人税等	2,086
商品及び製品	7,847	賞与引当金	1,452
仕掛品	3,934	その他	7,242
原材料及び貯蔵品	2,532	固定負債	22,638
その他	5,747	長期借入金	18,424
貸倒引当金	△329	リース債務	733
固定資産	53,528	繰延税金負債	779
有形固定資産	13,147	再評価に係る繰延税金負債	390
建物及び構築物	3,660	役員株式給付引当金	467
機械装置及び運搬具	1,730	退職給付に係る負債	1,366
土地	6,244	資産除去債務	133
リース資産	914	その他	343
その他	597	負債合計	72,120
無形固定資産	16,003	純資産の部	
のれん	15,214	株主資本	49,061
その他	789	資本金	8,571
投資その他の資産	24,377	資本剰余金	—
投資有価証券	21,397	利益剰余金	64,927
退職給付に係る資産	403	自己株式	△24,437
繰延税金資産	856	その他の包括利益累計額	6,590
その他	2,020	その他有価証券評価差額金	4,032
貸倒引当金	△299	繰延ヘッジ損益	△26
		土地再評価差額金	855
		為替換算調整勘定	1,570
		退職給付に係る調整累計額	159
		非支配株主持分	147
資産合計	127,921	純資産合計	55,800
		負債・純資産合計	127,921

※記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第170期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)	
売上高		65,468
売上原価		40,378
売上総利益		25,089
販売費及び一般管理費		15,516
営業利益		9,573
営業外収益		
受取利息	71	
受取配当金	436	
為替差益	102	
その他	165	776
営業外費用		
支払利息	228	
シンジケートローン手数料	53	
その他	123	405
経常利益		9,944
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	744	
事業譲渡益	1,240	
その他	184	2,175
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	20	
関係会社株式売却損	1,429	
減損損失	784	
その他	52	2,288
税金等調整前当期純利益		9,830
法人税、住民税及び事業税	3,871	
法人税等調整額	△777	3,093
当期純利益		6,737
非支配株主に帰属する当期純利益		20
親会社株主に帰属する当期純利益		6,716

※記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第170期 (2026年3月31日現在)	科 目	第170期 (2026年3月31日現在)
資産の部		負債の部	
流動資産	18,796	流動負債	24,405
現金及び預金	1,105	短期借入金	1,800
前払費用	17	関係会社短期借入金	20,171
関係会社短期貸付金	15,809	1年内返済予定長期借入金	2,007
その他	1,863	未払金	107
固定資産	65,060	未払費用	41
有形固定資産	2,242	未払法人税等	3
建物	806	賞与引当金	101
構築物	17	その他	172
工具器具備品	12	固定負債	19,558
土地	1,401	長期借入金	18,424
その他	3	再評価に係る繰延税金負債	390
無形固定資産	8	繰延税金負債	112
ソフトウェア	8	役員株式給付引当金	467
投資その他の資産	62,810	退職給付引当金	62
投資有価証券	1,976	その他	99
関係会社株式	50,851	負債合計	43,963
関係会社長期貸付金	9,906	純資産の部	
その他	75	株主資本	38,333
資産合計	83,856	資本金	8,571
		資本剰余金	6,219
		資本準備金	6,219
		利益剰余金	47,979
		利益準備金	460
		その他利益剰余金	47,518
		別途積立金	1,000
		繰越利益剰余金	46,518
		自己株式	△24,437
		評価・換算差額等	1,559
		その他有価証券評価差額金	703
		土地再評価差額金	855
		純資産合計	39,892
		負債・純資産合計	83,856

※記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第170期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)	
営業収益		2,635
子会社受取配当金		866
経営指導料		1,575
不動産管理収入		193
営業費用		1,641
営業利益		994
営業外収益		
受取利息	160	
受取配当金	31	
その他	16	208
営業外費用		
支払利息	430	
その他	116	546
経常利益		655
特別利益		
投資有価証券売却益	154	
関係会社有償減資払戻差益	698	852
特別損失		
固定資産売却損	0	
減損損失	96	
関係会社株式売却損	50	
その他	3	151
税引前当期純利益		1,357
法人税、住民税及び事業税	△236	
法人税等調整額	△426	△663
当期純利益		2,020

※記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

三井松島ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒牧 秀樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永江 孝幸

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井松島ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井松島ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

三井松島ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 永 江 孝 幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井松島ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第170期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第170期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査等委員会が定めた内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、計画及び職務の分担等に従い、会社の内部監査部及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

三井松島ホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 野 元 敏 博Ⓔ

常勤監査等委員 荒 木 隆 繁Ⓔ

監 査 等 委 員 満 江 由 香Ⓔ

(注) 監査等委員荒木隆繁及び満江由香は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
配当金受領 株主確定日	3月31日（期末） 9月30日（中間）
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人 特別口座の口座 管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 TEL 0120-232-711（通話料無料） 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 URL https://www.tr.mufg.jp/daikou/

上場証券取引所	東京証券取引所 福岡証券取引所
公告の方法	電子公告により行う。 ● 公告掲載URL https://www.mitsui-matsushima.co.jp/ （ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。）

（ご注意）

1. 株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、左記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

株主総会会場ご案内図

■会場

福岡市中央区大手門一丁目1番12号

大手門パインビル 2階 会議室



■交通



西鉄バス

福岡城・鴻臚館前下車 … 徒歩1分

平和台通り下車 …… 徒歩1分



地下鉄

赤坂駅下車

1番出口

6番出口

… 徒歩5分

※お願い：駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

車椅子等にてご来場の株主様は、受付にてスタッフへお申し出ください。

そのほか、サポートが必要な方は事前に当社までご相談ください。



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

第 170 回 定 時 株 主 総 会

法令及び定款に基づく交付書面省略事項

●事業報告

「財産および損益の状況の推移」

「主要な事業内容」

「主要な事業所」

「従業員の状況」

「主要な借入先」

「責任限定契約の内容の概要」

「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」

「会社の株式に関する事項」

「会社の新株予約権等に関する事項」

「会計監査人の状況」

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」

「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

●連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

●計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

三井松島ホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

1. 企業集団の現況に関する事項

(10) 財産および損益の状況の推移

① 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	第167期 (2022年度)	第168期 (2023年度)	第169期 (2024年度)	第170期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	80,015	77,472	60,574	65,468
経 常 利 益 (百万円)	35,933	26,004	8,448	9,944
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	22,977	15,117	8,645	6,716
1株当たり当期純利益 (円)	353.60	241.85	150.03	148.30
総 資 産 (百万円)	95,025	99,740	117,627	127,921
純 資 産 (百万円)	56,602	64,023	65,481	55,800
1株当たり純資産 (円)	858.56	1,064.50	1,165.10	1,453.23

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。なお、当社の株式給付信託(BBT)において株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数により算出しております。なお、当社の株式給付信託(BBT)において株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
3. 第167期においては、特別利益に投資有価証券売却益89百万円、特別損失に減損損失1,640百万円を計上し、税金費用11,163百万円を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は22,977百万円となりました。
4. 第168期においては、特別利益に償却債権取立益294百万円および固定資産売却益233百万円、特別損失に閉山損失引当金繰入額2,777百万円を計上し、税金費用8,490百万円を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は15,117百万円となりました。
5. 第169期においては、特別利益に権益譲渡益2,720百万円および投資有価証券売却益963百万円、特別損失に減損損失510百万円を計上し、税金費用3,125百万円を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は8,645百万円となりました。
6. 当連結会計年度においては、特別利益に事業譲渡益1,240百万円および投資有価証券売却益744百万円、特別損失に関係会社株式売却損1,429百万円を計上し、税金費用3,093百万円を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は6,716百万円となりました。
7. 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益および1株当たり純資産につきましては、当該株式分割が第167期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

② 事業報告作成会社の財産および損益の状況の推移

区 分	第167期 (2022年度)	第168期 (2023年度)	第169期 (2024年度)	第170期 (当事業年度)
営 業 収 益 (百万円)	15,312	24,988	9,950	2,635
経 常 利 益 (百万円)	13,059	22,473	8,399	655
当 期 純 利 益 (百万円)	13,344	22,696	8,241	2,020
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	205.36	363.09	143.01	44.61
総 資 産 (百万円)	53,060	70,029	87,293	83,856
純 資 産 (百万円)	37,477	54,034	57,599	39,892
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	576.86	906.56	1,027.11	1,041.70

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。なお、当社の株式給付信託(BBT)において株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数により算出しております。なお、当社の株式給付信託(BBT)において株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
3. 第167期においては、特別利益に関係会社清算益104百万円および投資有価証券売却益89百万円、特別損失に固定資産解体費用44百万円および関係会社株式売却損17百万円などを計上し、税金費用(利益)184百万円を計上したことから、当期純利益は13,344百万円となりました。
4. 第168期においては、特別利益に関係会社株式売却益250百万円、特別損失に投資有価証券評価損99百万円などを計上し、税金費用(利益)30百万円を計上したことから、当期純利益は22,696百万円となりました。
5. 第169期においては、特別利益に投資有価証券売却益372百万円、特別損失に減損損失510百万円などを計上し、税金費用116百万円を計上したことから、当期純利益は8,241百万円となりました。
6. 当事業年度においては、特別利益に関係会社有償減資払戻差益698百万円、特別損失に減損損失96百万円などを計上し、税金費用(利益)663百万円を計上したことから、当期純利益は2,020百万円となりました。
7. 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益および1株当たり純資産につきましては、当該株式分割が第167期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

(11) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業部門	事業内容
生活消費財	ストローの製造販売および包装資材の仕入販売
	シュレッダーを中心とする事務用設備の製造・販売・保守
	ペットフード類・ペット関連用品の輸入国内販売
	住宅および家具向けのプラスチック製部材の企画・製造・販売
	レジロール用記録紙等のロール製品の加工販売
産業用製品	液晶パネル・有機EL・電子部品等を中心とした様々な用途のマスクブラックスの製造・販売
	水晶デバイス用計測器・生産設備の製造販売、ならびに関連するハードウェア・ソフトウェアの製造販売
	送変電用架線金具・配電用架線金具の製造販売、各種調査・受託試験・分析業務
	食料品加工機械の企画・設計・製造・販売等
	コンベヤチェーンおよび産業用ローラーチェーンの製造・販売
金融その他	主に株式の投資、保有、運用管理および売買
	事業者向け不動産担保融資、不動産売買仲介業等
	三井港倶楽部の管理運営
	不動産賃貸管理事業

(12) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

当 社	本 社	福岡県福岡市中央区大手門一丁目1番12号
子会社	国 内	<p>日本ストロー株式会社 : 本社 (東京都品川区) 富士工場 (静岡県富士市) 熊本工場 (熊本県熊本市)</p> <p>株式会社明光商会 : 本社 (東京都中央区)</p> <p>株式会社ケイエムテイ : 本社 (大阪府泉大津市)</p> <p>株式会社システックキョーワ : 本社 (大阪府大阪市)</p> <p>MOS株式会社 : 本社 (東京都港区) 古河工場 (茨城県古河市) 大阪工場 (大阪府東大阪市)</p> <p>CST株式会社 : 本社・工場 (神奈川県高座郡) 江刺工場 (岩手県奥州市)</p> <p>三生電子株式会社 : 本社 (東京都狛江市)</p> <p>日本カタン株式会社 : 本社・工場 (大阪府枚方市)</p> <p>株式会社プラスワンテクノ : 本社 (福岡県北九州市)</p> <p>ゼクサスチェン株式会社 : 本社 (東京都千代田区) 関東製作所 (埼玉県熊谷市)</p> <p>株式会社杉山チエン製作所 : 本社・工場 (埼玉県入間市)</p> <p>MM Investments株式会社 : 本社 (福岡県福岡市)</p> <p>株式会社エム・アール・エフ : 本社 (福岡県福岡市)</p>
	海 外	<p>T SECURE INTERNATIONAL CO.,LTD. (タイ)</p> <p>THAI SYSTECH KYOWA CO.,LTD. (タイ)</p> <p>Saunders & Associates, LLC (米国)</p> <p>MAXCO Chain, Ltd. (米国)</p>

(13) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,746名	5名増

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員(期中平均雇用人員58名)は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
45名	3名増	44.6才	9.5年

(注) 従業員数は就業人員数であります。なお、当事業年度において臨時従業員は雇用しておりません。

(14) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社福岡銀行	16,821
株式会社西日本シティ銀行	6,830
株式会社三井住友銀行	6,083
株式会社日本政策投資銀行	5,330
株式会社十八親和銀行	5,233

(注) 借入額は、短期および長期借入金を掲げております。

2. 会社役員に関する事項

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）全員との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員および子会社の取締役・監査役等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料は当社が全額負担することとしております。

ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

5. 会社の株式に関する事項

(1) 株式数

- ① 発行可能株式総数 150,000,000株
② 発行済株式総数 65,322,000株（うち自己株式27,026,340株）

(注) 2025年10月1日付にて実施した株式分割（1株を5株に分割）に伴い、発行可能株式総数は120,000,000株、発行済株式総数は52,257,600株増加しております。

(2) 株主数 22,662名（前期末比10,011名増）

(3) 大株主

大株主の状況（上位10名）は次のとおりです。

株主名	持株数 (百株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	40,232	10.50
株式会社 フォルテイス	35,589	9.29
株式会社 シティインデックスファースト	19,158	5.00
野村	16,863	4.40
株式会社 三井住友銀行	16,591	4.33
株式会社 十八親和銀行	16,341	4.26
ヨシダ トモヒコ	15,228	3.97
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	10,956	2.86
株式会社 エスグラントコーポレーション	9,772	2.55
三菱 UFJ 信託銀行株式会社	7,500	1.95

- (注) 1. 持株比率は自己株式27,026,340株を控除して計算しております。
2. 2018年6月22日開催の第162回定時株主総会にて導入を決議した「株式給付信託（BBT）」に係る株式会社日本カストディ銀行（信託E口）所有の当社株式983,000株を自己株式数に含めております。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

取締役、その他役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	—	—
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	1,400株	1名
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役	—	—

(注) 株式数については、2025年10月1日付にて実施した株式分割（1株を5株に分割）前の株式数を記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

6. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

7. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額
110百万円
- ② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の合計額
107百万円
- ③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額
99百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、③の金額には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めております。
2. 当社の一部の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況の相当性、報酬見積もりの算出根拠を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、審議した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項、第3項の同意の判断を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員会が監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の独立性や適格性を害する事由の発生により、適正な監査業務を遂行できないと認められる場合は、監査等委員会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

(5) 事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

8. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則の定めに基づき、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を次のとおり決議しております。

この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

- 1 当社及びその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第399条の13第1項1号ハ、同法施行規則110条の4第2項5号）

当社グループは、取締役、全使用人を含めた者を対象とする行動規範として「経営の基本理念」、「経営ビジョン（次の100年のために私たちが目指す姿）」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定め、遵守を図る。取締役会については、取締役会規則が定められており、その適切な運営が確保され、原則として月1回定期的に開催するほか、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互の業務執行を監督し、必要に応じ顧問弁護士等に意見を求め、法令定款違反行為を未然に防止する。

また、当社は監査等委員会設置会社であり、取締役の職務執行については、監査等委員会の定める監査の方針及び分担に従い、監査等委員会の監査対象になっているほか、取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図る。
- 2 業務の適正を確保するための体制（会社法第399条の13第1項1号ロ、ハ、同法施行規則第110条の4）
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制（会社法施行規則第110条の4第2項1号）

取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下職務執行情報という。）の取扱は、当社社内規程に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
 - (2) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制（同2項2号、5号）
 - ① 当社グループ全体のリスク管理の基本的枠組みを定めた「リスク管理規程」に従って、「リスク管理委員会」を中心にリスク情報を一元的・網羅的に収集・評価し、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの対応を図る。
 - ② 業務執行上の重要な意思決定に内在するリスクは、事前に各社・各部署において検討の上、経営会議並びに取締役会にて再度審議することにより損失発生を未然に防止する。
 - ③ 仕入・販売取引、為替・金利変動、与信リスク等の各社・各部署における事業活動上のリスクについては、職務権限責任規程に基づき審査、決裁もしくは承認されることによって、損失の危険を回避・予防する。
 - ④ 内部監査部はリスク管理体制について監査を行い、監査を受けた各社・各部署は、是正・改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

- (3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（同2項3号）
- ① 経営機能と業務執行の分離による意思決定の迅速化及び効率化を目的に執行役員制度を導入する。
 - ② 当社には意思決定機関として取締役会のほか、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員をメンバーとする経営会議を設置して権限の一部を移譲し、最重要案件のみを取締役会決議事項とすることで、取締役の職務の効率化を確保する。その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制を確立するものとする。
 - ③ 日常の職務遂行に際しては、職務権限責任規程、業務分掌規程に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
- (4) 当社グループの使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（同2項4号、5号）
- ① 当社グループの全使用人に法令及び定款の遵守を徹底するため、代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルに基づき、当社グループの全使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を確立する。
 - ② 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容並びに対処案をコンプライアンス委員会を通じて取締役会、監査等委員会に報告される体制を確立する。
 - ③ コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に従い、必要に応じ、各部門に責任者、推進者を配置し、かつコンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督することとする。
 - ④ 内部監査部は、法令・定款・社内規程の遵守状況について監査を行い、監査を受けた各社・各部署は、是正・改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。
- (5) その他当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制（同2項5号）
- ① 子会社の適切な管理方針を定めたグループ会社管理規程を制定し、当社の所管部が事案ごとに、子会社の当社に対する報告事項や承認事項を管理する。
 - ② 子会社の業務執行にかかる意思決定手続は、当社及び子会社の職務権限責任規程に従って実行される。当社が子会社の意思決定に一定の関与を行うことで、子会社の業務運営の適正性を確保する。
 - ③ 当会社の内部監査部は子会社との間で内部監査契約を締結しグループ全体の内部監査を行う。監査結果は当社の関連部署及び取締役会に報告され、必要に応じて是正・改善が行われる。
 - ④ 当社グループは、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項（同1項1号）
- 監査等委員会からの要請により、必要な期間、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことがある。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（同1項2号、3号）
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については監査等委員会の同意を必要とする。
 - ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の要請に基づき当該職務を行う期間は、監査等委員会の指揮命令下にあるものとする。

- (8) 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 (同1項4号、5号)
- ① 取締役及び使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- ② 前項の報告・情報提供としての主なものは、次の通りとする。
当社グループの内部統制システム確立に関わる部門の活動状況
当社の子会社等の監査役及び内部監査部またはこれに相当する部署の活動状況
当社グループの重要な会計方針、会計基準及びその変更
当社グループの業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
当社グループの内部通報制度の運用及び通報の内容
当社グループの社内稟議書および監査等委員から要求された会議議事録の回覧の義務付け
- ③ 当社グループの役職員が監査等委員会に当該報告及び情報提供を行ったことを理由として、当該役職員に対して不利益な取扱いをしないこととする。
- (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項 (同1項6号)
- ① 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- ② 当社は、監査等委員がその職務の執行について当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (10) その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 (同1項7号)
監査等委員会による各業務執行取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低年2回 (監査等委員会が臨時に必要と判断する場合は、別途) 設けるとともに、代表取締役、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。
- 3 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性確保及び、金融庁より2006年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関連法令等との適合性を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行

当社の取締役会は、取締役7名（監査等委員である取締役3名を含む）で構成され、当事業年度においては、取締役会を15回開催し、重要な業務執行その他取締役会規則に定めた重要事項について審議するとともに、業務執行の状況等の監督を行っております。

また当社は、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）および執行役員で構成し、社外取締役、監査等委員である取締役をオブザーバーとする経営会議を当事業年度は12回開催しております。経営会議では、取締役会で審議される事項を事前に審議するとともに、取締役会から委譲された業務執行に係る重要事項について審議しております。

② リスク管理

当社では、社長を委員長、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）および執行役員を委員とし、社外取締役、監査等委員である取締役、内部監査部長をオブザーバーとするリスク管理委員会を当事業年度は2回開催しております。リスク管理委員会では、当社全部署から報告された全てのリスクを評価し、重要リスクを特定したうえで、その対応方針の決定および対応状況の確認等を行っております。また、全子会社から報告された全ての重要リスクについて、その対応状況の確認等を行っております。また、内部監査部がリスク管理体制に係る監査を実施しております。

③ コンプライアンス

当社グループでは、全使用人に、コンプライアンス・マニュアルを配布しております。

また、社長を委員長、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）および執行役員を委員とし、社外取締役、監査等委員である取締役、内部監査部長をオブザーバーとするコンプライアンス委員会を当事業年度は3回開催しております。コンプライアンス委員会では、コンプライアンスに関連する事項の審議あるいは内部通報がされた事項の報告およびその対応状況の確認等を行っております。

なお、内部監査部が法令・定款・社内規則等の遵守状況について監査を実施しており、必要に応じて是正・改善の指導を行っております。

④ 子会社の管理体制

子会社から当社に対する報告事項や承認事項については、グループ会社管理規程および職務権限・責任規程に従って事案ごとに当社の専門部署が管理しております。

子会社の業務運営の適正性を確保するため、子会社の経営上で特に重要な事項については、当社の取締役会あるいは経営会議において審議・決定しております。また、子会社の取締役会議事録は毎月当社の取締役会に報告するものとし、必要に応じて子会社の取締役に議案の内容説明を求めており、当社取締役会が子会社の取締役会を監督できる体制を採っております。さらに、内部監査部が子会社との間で内部監査契約を締結して子会社の内部監査を実施しております。

⑤ 監査等委員会の監査体制

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、監査等委員の互選により常勤の監査等委員を2名置いております。また、監査等委員会からの申出により、監査等委員会の職務を補助すべき使用人1名を置いております。

当事業年度において、監査等委員会を13回開催し、各監査結果の報告を受け協議および決議を行っております。

各監査等委員は、監査等委員会において定めた監査の方針、職務の分担等に従い、当社および子会社の業務ならびに財産の状況の調査等を行い、取締役の職務の執行について監査しております。具体的には、取締役会等の重要な社内会議に出席するほか、監査の実効性を確保するため、代表取締役との意見交換を行うとともに、会計監査人および内部監査部ならびに子会社の監査役との連携に努め、また各業務執行取締役および重要な使用人ならびに全子会社の個別ヒアリングを実施しております。

連結株主資本等変動計算書

第170期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本			
	資 本 金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2025年4月1日残高	8,571	59,875	△6,387	62,060
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当		△1,833		△1,833
親会社株主に帰属する当期純利益		6,716		6,716
土地再評価差額金取崩額		249		249
自己株式の取得			△18,056	△18,056
自己株式の処分			5	5
連結範囲の変更		△44		△44
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△36		△36
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）				
連結会計年度中の変動額合計	-	5,051	△18,050	△12,998
2026年3月31日残高	8,571	64,927	△24,437	49,061

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
2025年4月1日残高	851	△18	1,105	1,256	82	3,276	144	65,481
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△1,833
親会社株主に帰属する当期純利益								6,716
土地再評価差額金取崩額			△249			△249		-
自己株式の取得								△18,056
自己株式の処分								5
連結範囲の変更								△44
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△36
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	3,181	△7		313	76	3,564	3	3,567
連結会計年度中の変動額合計	3,181	△7	△249	313	76	3,314	3	△9,680
2026年3月31日残高	4,032	△26	855	1,570	159	6,590	147	55,800

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 28社

主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社名は、日本ストロー株式会社、CST株式会社、三生電子株式会社、株式会社明光商会、株式会社ケイエムテイ、株式会社システックキョーワ、日本カタン株式会社、MOS株式会社、株式会社プラスワテック、株式会社ジャパン・チェーン・ホールディングスおよび株式会社エム・アール・エフであります。

MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD.、MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY.LTD.及びMMI Indonesia Investments PTY LTD.は事業を終了し、清算終了の予定が立ったことに伴い、連結の範囲から除外しております。

また、2026年3月31日付で三井松島リソーシス株式会社の全株式を譲渡したことに伴い、同社を連結の範囲から除外しております。

② 主要な非連結子会社の名称等

Saunders & Associates, International, LLC

Saunders Electronics (Yantai) Co., Ltd.

Saunders Japan Co.,Ltd.

三生電子(天津)有限公司

MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD.

MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY.LTD.

MMI Indonesia Investments PTY LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 1社

主要な会社の名称等 株式会社花菱

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、T SECURE INTERNATIONAL CO.,LTD.、THAI SYSTECH KYOWA CO.,LTD.およびSaunders & Associates, LLCの決算日は、12月31日であります。連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

(イ)有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(ロ)デリバティブ……………時価法

(ハ)棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

商 品……………主として移動平均法による原価法

製 品……………主として総平均法による原価法

仕掛品……………主として個別法による原価法

原材料……………主として移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、主として定額法によっております。その他の有形固定資産については、主として定率法によっております。また、連結子会社の保有する機械装置および器具備品の一部については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物……………3～50年

機械装置及び運搬具…2～17年

(ロ)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(ハ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(ハ)役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく当社の取締役および執行役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 収益および費用の計上基準

当社および連結子会社の主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

生活消費財および産業用製品事業

生活消費財および産業用製品事業における収益は、主に製品または商品の販売によるものであります。主な履行義務は、顧客に製品または商品を引き渡す義務であり、国内取引については、製品または商品の納品時にその支配が顧客に移転すると判断しております。ただし、出荷時から納品時までの期間が通常の期間である一部の国内取引については、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

金融事業

金融事業における収益は、主に貸出業務から生じる営業貸付金利息および手数料であり、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)に従い収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(イ)重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約および商品スワップについては振当処理を採用し、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

金利スワップ

商品スワップ

ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引

借入金

原材料

ヘッジ方針

金利変動リスクヘッジ、為替変動リスクヘッジ、価格変動リスクヘッジを行うことを目的として、利用範囲や取組方針等について定めた規程に基づき行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関性があることを確認し、有効性を評価しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債または予定取引に関する重要な条件が同一である場合および特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(ロ)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債および退職給付費用の計算にあたり、一部の連結子会社では原則法を採用しており、当社およびその他の連結子会社においては退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法等を適用しております。

原則法における退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

原則法における数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

また、過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間の一定の年数による定額法により費用処理することとしております。

(ハ)のれんの償却方法および償却期間

のれんは、個別案件毎に投資効果が見込まれる期間を見積り、20年以内の合理的な年数により均等償却しております。

なお、金額が僅少な場合には、発生時に一括償却しております。

(二)連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(ホ)グループ通算制度の適用

当社および一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

(ハ)関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則および手続

取締役および執行役員に対する業績連動型株式報酬制度

当社は、当社の監査等委員である取締役以外の取締役、執行役員（以下、総じて「取締役等」といいます。）および監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」といいます。また、「取締役等」および「監査等委員」を総じて「当社役員等」といいます。）を対象として、株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じています。

制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社役員等に対して、当社が定める役員株式給付規程（なお、その制定および改廃に際して、あらかじめ監査等委員の協議による同意を得るものとします。）に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、当社役員等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社役員等の退任時となります。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は888百万円、株式数は983,000株であります。

(5) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

シンジケートローン手数料の表示方法は、従来、連結損益計算書上、「営業外費用」の「その他」（前連結会計年度1百万円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より、「営業外費用」に「シンジケートローン手数料」として表示しております。

事業譲渡益の表示方法は、従来、連結損益計算書上、「特別利益」の「その他」（前連結会計年度30百万円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より、「特別利益」に「事業譲渡益」として表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(のれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 15,214百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ⑤その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (ハ)のれんの償却方法および償却期間」に記載のとおりであります。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

のれんを評価するにあたり、当社グループでは固定資産の減損に係る会計基準に従い、のれんを含む資金生成単位について、対象会社ごとに買収時に見込んだ事業計画に基づく営業利益および営業キャッシュ・フローの達成状況等を検討し、減損の兆候を識別しております。

減損の兆候を識別した場合、将来キャッシュ・フローをもとに減損の認識の判定を行い、認識が必要と判断された対象会社については、回収可能価額を算定し、減損損失を測定しています。減損損失の認識や使用価値の算定の基礎となる将来キャッシュ・フローは、買収時および翌期以降の事業計画を基礎として見積っております。

当社グループは近年、収益基盤の安定化・多様化のため積極的な企業買収を行っており、買収時および翌期以降の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、主として各子会社が属する市場環境ごとに業績は長期間安定的に推移する等の仮定をおいており、その仮定には経済環境の変化などによる不確実性が伴います。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上述の見積りおよび仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要になった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

借入金に対する担保差入資産	
営業貸付金	30,062百万円
担保付債務	
短期借入金	27,526百万円

なお、上記担保差入資産（営業貸付金）及び担保付債務（短期借入金）は全額が当社の連結子会社である株式会社エム・アール・エフ（金融事業）に帰属するものであります。また、上記営業貸付金の金額につきましては、債権譲渡登記時点の金額であります。

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、32,888百万円であります。

(3) 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（1999年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により算出
- ・再評価を行った年月日……2002年3月31日

(4) 顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債

受取手形、売掛金および契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権および契約資産の金額は、「連結注記表 8.収益認識に関する注記 (3) ①契約資産の残高等」に記載しております。

また、流動負債の「その他」に含めている契約負債の金額は、「連結注記表 8.収益認識に関する注記 (3) ②契約負債の残高」に記載しております。

5. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「連結注記表 8.収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途・場所	種類	金額 (百万円)
「事業用資産」 (福岡県大牟田市)	建物 工具器具備品等	96
「その他」 (大阪府大阪市)	のれん	687

(経緯)

「事業用資産」(福岡県大牟田市)については、想定されていた収益力が見込まれなくなったことから、上記資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額につきましては正味売却価額に基づき算出しております。

「その他」(大阪府大阪市)については、当連結会計年度において、当社の連結子会社である株式会社システックキョーワに係るのれんを含む固定資産に関し、当初想定していた収益が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該のれんについて減損損失に計上しております。回収可能価額につきましては正味売却価額に基づき算出しております。

(グルーピングの方法)

資産のグルーピングは、他の資産または資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって行っております。のれんについては原則として会社単位でグルーピングを行っております。

(回収可能価額および算定方法等)

正味売却価額 (主に売却見込額により評価しております)

事業譲渡益

当社の連結子会社であるMMエナジー株式会社における太陽光発電事業の譲渡益を特別利益に計上しております。

関係会社株式売却損

当社の連結子会社である三井松島リソース株式会社の全株式の売却損を特別損失に計上しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式 65,322,000株

(注) 当連結会計年度末の自己株式（普通株式）には、当社所有の自己株式26,043,340株、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式983,000株が含まれております。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月13日 取締役会	普通株式	913	80	2025年3月31日	2025年6月2日
2025年11月7日 取締役会	普通株式	920	115	2025年9月30日	2025年12月5日

(注1) 当社は、2025年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しております。上記の1株当たり配当金は株式分割実施前の株式数を基準とした金額となります。

(注2) 2025年5月13日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当金15百万円が含まれております。

(注3) 2025年11月7日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当金22百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2026年5月13日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(イ) 配当金の総額 1,610百万円

(ロ) 1株当たり配当額 41円

(ハ) 基準日 2026年3月31日

(ニ) 効力発生日 2026年6月1日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

また、2026年5月13日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当金40百万円が含まれております。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、債権および在外子会社持分への投資については為替変動リスク、借入金については金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびに管理体制

営業債権である受取手形、売掛金および契約資産ならびに営業貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程および貸付規程に従い、取引先ごとの期日管理、残高管理および適正な与信審査ならびに保証・担保の設定等を行うとともに、取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

また、外貨建ての営業債権債務および在外子会社持分への投資は、為替変動のリスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約または外貨預金の一部を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスク、外貨建ての株式についてはそれに加え為替の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形および買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に自己株式取得資金に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクを抑制するために、定期的に市場金利の状況を把握しております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で8年であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務および在外子会社持分への投資に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) ⑤ (イ) 重要なヘッジ会計の方法」を参照ください。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは各社が月次に資金繰計画を作成するとともに、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結し、当該リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することもあります。また、(2)(注1)の「デリバティブ取引」における契約金額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 営業貸付金	37,958		
貸倒引当金 (※2)	△179		
	37,778	36,846	△932
② 投資有価証券 (※3)			
その他有価証券	20,550	20,550	－
資産計	58,329	57,397	△932
① 長期借入金	20,431	20,270	△160
② リース債務	965	958	△6
負債計	21,396	21,229	△167
デリバティブ取引 (※5)	6	6	－

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」および「未払法人税等」については、現金および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 営業貸付金に対する貸倒引当金を控除しております。

(※3) 市場価格のない株式等は、「資産②投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、非上場株式（連結貸借対照表計上額191百万円）であります。

(※4) 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に定める取扱いに基づき、時価開示の対象とはしておりません。また、当連結会計年度末に係る当該金融商品の連結貸借対照表計上額の合計額は654百万円であります。

(※5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(注1) デリバティブ取引に関する事項

デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものではありません。
- ② ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				1年超	
繰延ヘッジ処理	為替予約取引 買建 ユーロ	買掛金	184	—	12
繰延ヘッジ処理	商品スワップ取引	原材料	65	10	△5

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,701	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	10,998	—	—	—
営業貸付金	7,034	13,789	7,429	9,705
合計	23,734	13,789	7,429	9,705

(注3) 長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	29,806	—	—	—	—	—
長期借入金	2,007	1,609	1,554	1,163	6,584	7,513
リース債務	232	267	217	152	24	70
合計	32,045	1,877	1,772	1,315	6,608	7,583

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	20,550	—	—	20,550
デリバティブ取引				
通貨関連	—	6	—	6
資産計	20,550	6	—	20,557

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業貸付金	－	－	36,846	36,846
資産計	－	－	36,846	36,846
長期借入金	－	20,270	－	20,270
リース債務	－	958	－	958
負債計	－	21,229	－	21,229

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

営業貸付金

貸付金の種類ごとに、主として元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方固定金利によるものは、元利金の合計額を残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、それぞれレベル2の時価に分類しております。

なお、長期借入金には1年以内に返済予定のものも含んでおります。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社グループの報告セグメントごとの内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	生活消費財	産業用製品	金融その他	
顧客との契約から生じる収益	27,109	33,255	504	60,869
その他の収益 (注)	—	—	4,599	4,599
外部顧客への売上高	27,109	33,255	5,103	65,468

(注) その他の収益には、顧客との契約から生じる収益のうち、収益認識に関する会計基準等の適用外とされている、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)の範囲に含まれる金融商品に係る取引、および「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)の範囲に含まれるリース取引等が含まれております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) ④収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産の残高等

受取手形、売掛金および契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権および契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	10,943	10,805
契約資産	110	192
計	11,054	10,998

② 契約負債の残高

契約負債の残高は、以下のとおりであります。なお、連結貸借対照表において、契約負債は、流動負債の「その他」および固定負債の「その他」に含まれております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
契約負債	2,643	3,434

契約負債は、主に産業用製品事業での製品取引に関して履行義務の充足の前に受領した前受金であり、履行義務の充足による収益の計上に伴い、取り崩されます。個々の契約により支払条件は異なるため、通常の支払期限はありません。

③ 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,453円23銭

1株当たり当期純利益 148円30銭

(注) 1 当社の株式給付信託 (BBT) において株式会社日本カストディ銀行 (信託E□) が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は当連結会計年度において983,000株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当連結会計年度において985,154株であります。

2 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。1株当たり情報の各金額は、当連結会計年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

株主資本等変動計算書

第170期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株主資本計	
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金計
			別途積立金	繰越利益剰余金				
2025年4月1日残高	8,571	6,219	460	1,000	46,131	47,591	△6,387	55,996
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△1,833	△1,833		△1,833
当期純利益					2,020	2,020		2,020
土地再評価差額金の取崩					200	200		200
自己株式の取得							△18,056	△18,056
自己株式の処分							5	5
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	387	387	△18,050	△17,663
2026年3月31日残高	8,571	6,219	460	1,000	46,518	47,979	△24,437	38,333

（単位：百万円）

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
2025年4月1日残高	546	1,056	1,602	57,599
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,833
当期純利益				2,020
土地再評価差額金の取崩		△200	△200	-
自己株式の取得				△18,056
自己株式の処分				5
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	157		157	157
事業年度中の変動額合計	157	△200	△43	△17,706
2026年3月31日残高	703	855	1,559	39,892

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ……………時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

② 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく当社の取締役および執行役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく退職一時金にかかる期末自己都合要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。金利スワップについては、特例処理の条件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段

為替予約

金利スワップ

ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引

借入金

ヘッジ方針

金利変動リスクヘッジまたは為替変動リスクヘッジを行うことを目的として、利用範囲や取組方針等について定めた規程に基づき行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

② グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

③ 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則および手続

取締役および執行役員に対する業績連動型株式報酬制度

当社は、当社の監査等委員である取締役以外の取締役、執行役員（以下、総じて「取締役等」といいます。）および監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」といいます。また、「取締役等」および「監査等委員」を総じて「当社役員等」といいます。）を対象として、株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）」）（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じています。

制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社役員等に対して、当社が定める役員株式給付規程（なお、その制定および改廃に際して、あらかじめ監査等委員の協議による同意を得るものとします。）に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、当社役員等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社役員等の退任時となります。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額は888百万円、株式数は983,000株であります。

(5) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

関係会社株式売却損は、従来、損益計算書上、「特別損失」の「その他」（前事業年度0百万円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、「特別損失」に「関係会社株式売却損」として表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	50,851百万円
--------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法」に記載のとおりであります。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社は、市場価格のない関係会社株式の評価において、関係会社の財政状態が悪化もしくは超過収益力が減少したために実質価額が著しく低下した場合に、関係会社の事業計画を入手したうえで、関係会社株式の実質価額の回収可能性を見積っております。

当社は近年、収益基盤の安定化・多様化のため積極的な企業買収を行っており、関係会社株式の実質価額の回収可能性の見積りにおいては、主として各子会社が属する市場環境ごとに業績が長期間安定的に推移する等の仮定をおいており、その仮定には経済環境の変化などによる不確実性が伴います。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

上述の見積りおよび仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要になった場合、翌事業年度の計算書類において関係会社株式評価損（特別損失）が発生する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、1,834百万円であります。

(2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権および金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	253百万円
長期金銭債権	22百万円
短期金銭債務	2百万円

(3) 取締役に対する金銭債務は、次のとおりであります。

短期金銭債務	2百万円
--------	------

(4) 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（1999年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により算出
- ・再評価を行った年月日……2002年3月31日

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	2,468百万円
営業費用	339百万円
営業取引以外の取引による取引高	404百万円

関係会社有償減資払戻差益

当社の子会社であったMITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD.が行った有償減資に係る差益を特別利益に計上しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式 27,026,340株

(注) 当事業年度末の自己株式（普通株式）には、当社所有の自己株式26,043,340株、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式983,000株が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	343百万円
関係会社株式	1,190百万円
減損損失	65百万円
投資有価証券評価損	53百万円
賞与引当金	31百万円
退職給付引当金	19百万円
その他	168百万円
繰延税金資産小計	1,873百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△343百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,353百万円
評価性引当額小計	△1,696百万円
繰延税金資産合計	176百万円
繰延税金負債	
其他有価証券評価差額	△288百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△289百万円
繰延税金負債の純額	△112百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD.	オーストラリア シドニー	0 百万円\$	海外子会社 統括・管理等	所有 直接 100.0%	— (注) 1	受取配当金	746	—	—
							利息の支払 (注) 2	130	—	—
							資金の返済	6,430	—	—
							資本の払戻 (注) 1	6,303	—	—
子会社	MM Investments(株)	福岡県 福岡市	50 百万円	株式の投資・ 保有・運用管理 および売買	所有 直接 100.0%	経営指導 役員の兼任	利息の受取 (注) 2	83	—	—
							資金の貸付	5,500	関係会社 短期貸付金	15,000
子会社	三生電子(株)	東京都 狛江市	50 百万円	水晶デバイス 用計測器・生 産設備の製造 販売	所有 直接 99.7%	経営指導 役員の兼任	利息の受取 (注) 2	39	—	—
							貸付の回収	300	関係会社 長期貸付金	5,400
									関係会社 短期貸付金	300
資金の借入 (注) 3	3,219	関係会社短期 借入金	3,295							

種 類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)ジャパン・チェーン・ホールディングス	東京都千代田区	80 百万円	ゼクサスチェーン(株)、(株)杉山チエン製作所およびMAXCO Chain, Ltd.の経営管理	所有 直接 100.0%	経営指導 役員の兼任	利息の受取 (注) 2	24	—	—
							貸付の回収	253	関係会社 長期貸付金	3,380
									関係会社 短期貸付金	253
							資金の借入 (注) 3	481	関係会社 短期借入金	509
経営指導料 (注) 4	415	—	—							
子会社	ゼクサスチェーン (株)	東京都千代田区	310 百万円	動力電動用チェーン、コンベヤチェーンの製造・販売	所有 間接 100.0%	経営指導 役員の兼任	資金の借入 (注) 3	583	関係会社 短期借入金	854
子会社	(株)杉山チエン製作所	埼玉県入間市	80 百万円	産業用ローラーチェーンの製造・販売	所有 間接 100.0%	経営指導 役員の兼任	資金の借入 (注) 3	516	関係会社 短期借入金	1,053
子会社	日本カタン(株)	大阪府枚方市	9.5 百万円	送変電用架線金具・配電用架線金具の製造販売、各種調査・受託試験・分析業務	所有 直接 100.0%	経営指導 役員の兼任	利息の受取 (注) 2	9	未収収益	7
							貸付の回収	250	関係会社 長期貸付金	1,100
									関係会社 短期貸付金	250
資金の借入 (注) 3	990	関係会社 短期借入金	1,356							

種 類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	MOS(株)	東京都港区	100 百万円	レジロール用 記録紙等のロ ール製品の加 工販売	所有 直接 100.0%	経営指導 役員の兼任	資金の借入 (注) 3	2,743	関係会社 短期借入金	2,666
							経営指導料 (注) 4	340	-	-
子会社	日本ストロー(株)	東京都品川区	310 百万円	ストローの 製造販売およ び包装資材の 仕入販売	所有 直接 99.9%	経営指導 役員の兼任	資金の借入 (注) 3	2,049	関係会社 短期借入金	2,673
子会社	CST(株)	神奈川県高座郡	50 百万円	マスクブラン クスの製造・ 販売	所有 直接 100.0%	経営指導 役員の兼任	資金の借入 (注) 3	1,011	関係会社 短期借入金	1,155
子会社	(株)明光商会	東京都中央区	100 百万円	シュレッター を中心とする 事務用設備の 製造・販売・ 保守	所有 直接 100.0%	経営指導 役員の兼任	資金の借入 (注) 3	1,602	関係会社 短期借入金	1,691
子会社	(株)システックキョーワ	大阪府大阪市	50 百万円	住宅および家 員向けのプラ スチック製部 材の企画・製 造・販売	所有 直接 99.7%	経営指導 役員の兼任	資金の借入 (注) 3	815	関係会社 短期借入金	994
子会社	(株)ケイエムテイ	大阪府泉大津市	13 百万円	ペットフード 類の輸入国内 販売	所有 直接 93.1%	経営指導 役員の兼任	資金の借入 (注) 3	1,339	関係会社 短期借入金	1,561

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1 MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD.は清算終了の予定が立ったことに伴い、連結の範囲から除外しております。また、同社から資本の払戻を受けております。
- 2 利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- 3 資金の借入は、当社がグループ各社との間で契約を締結しているCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、取引金額は平均残高を記載しております。
- 4 経営指導料は子会社の各種指標に応じて決定しております。

9. 収益認識に関する注記

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社の収益は主に子会社からの受取配当金および経営指導料となります。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。経営指導料については、当社の子会社に対し経営・管理等の指導を行うことを履行義務として識別しており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって期間均等額で収益を計上しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,041円70銭
1株当たり当期純利益	44円61銭

(注) 1 当社の株式給付信託（BBT）において株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は当事業年度において983,000株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当事業年度において985,154株であります。

2 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。